第 92 号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されることに伴 い、関係規則の整備を行う必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(小城市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 小城市教育委員会公告式規則(平成17年小城市教育委員会規則 第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条 小城市教育委員会公告式規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育委員会委員長」を「教育長」に改める。

第3条中「教育委員会委員長名」を「教育長名」に、「教育委員会委員長印」を「教育長印」に改める。

(小城市教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第3条 小城市教育委員会会議傍聴規則(平成17年小城市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条から第7条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

(小城市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第4条 小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第5条 小城市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。 第5条第3項中「その職務を代行し、教育長に事故があるとき、又 は欠けたときは、その職務を行う。」を「その職務を代行する。」に改 める。

(小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正)

第6条 小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 17年小城 市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条第6号中「第27条」を「第26条」に改める。

(小城市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部

改正)

第7条 小城市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 (平成 17 年小城市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正 する。

第2条中「第23条」を「第21条」に改める。

(小城市教育委員会会議規則の一部改正)

第8条 小城市教育委員会会議規則(平成21年小城市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第9条 小城市教育委員会会議規則の一部を次のように改正する。

第4条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第2条とする。

第5条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第3条とする。

第6条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第4条とする。

第7条を第5条とする。

第8条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第6条とする。

第9条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第7条とする。

第 10 条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第 8 条とする。

第11条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第9条とする。

第 12 条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第 10 条とする。

第 13 条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第 11 条とする。

第14条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第12条とする。

第 15 条中「委員長」を「教育長」とし、同条を第 13 条とする。

第 16 条第 1 項中「委員長は、教育長が」を「教育長が」に改め、 同条第 2 項第 9 号中「委員長」を「教育長」とし、同条を第 14 条と

第 17 条を第 15 条とし、第 18 条を第 16 条とする。

(小城市教育行政相談事務を行う職員を指定する規則の一部改正)

第10条 小城市教育行政相談事務を行う職員を指定する規則(平成26年小城市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

「第19条第8項」を「第18条第8項」に改める。

附 則

する。

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法の 一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の規 定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第 2 条の規定による改正後の小城市教育委員会公告式規則、第 3 条による 改正後の小城市教育委員会会議傍聴規則、第 5 条の規定による改正後 の小城市教育委員会事務局組織規則及び第 9 条の規定による改正後 の小城市教育委員会会議規則の規定は適用せず、改正前の小城市教育 委員会公告式規則、小城市教育委員会会議傍聴規則、小城市教育委員 会事務局組織規則及び小城市教育委員会会議規則は、なおその効力を 有する。 議案第92号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 新旧対照表

第1条による小城市教育委員会公告式規則(平成17年小城市教育委員会規則第1号)の一部改正

現行	改正後(案)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号 <u>)第14条第2項</u> の規定に基づき、教育委員会規則(以下「規則」という。)その他教育委員会の定める規程(以下「規程」という。)で公表を要するものの公告式に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則(以下「規則」という。)その他教育委員会の定める規程(以下「規程」という。)で公表を要するものの公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条による小城市教育委員会公告式規則(平成17年小城市教育委員会規則第1号)の一部改正

第2余による小城巾教育委員会公告式規則(平成17年小城巾教育委員会規則)	61 <i>5</i>)07一部以正
現行	改正後(案)
(規則の公布)	(規則の公布)
第2条 規則は、会議において議決した日から起算して7日以内に公布す	第2条 規則は、会議において議決した日から起算して7日以内に公布す
るものとする。	るものとする。
2 規則を公布するときは、規則番号、公布の旨の前文及び年月日を記入	2 規則を公布するときは、規則番号、公布の旨の前文及び年月日を記入
して、その末尾に <u>教育委員会委員長</u> が署名しなければならない。	して、その末尾に <mark>教育長</mark> が署名しなければならない。
3 規則の公布は、小城市役所掲示場に掲示して行う。	3 規則の公布は、小城市役所掲示場に掲示して行う。
(規程の公表)	(規程の公表)
第3条 規程を公表しようとするときは、規程番号、公表の旨の前文、年	第3条 規程を公表しようとするときは、規程番号、公表の旨の前文、年
月日及び <u>教育委員会委員長</u> 名を記入して <u>教育委員会委員長</u> 印を押さな	月日及び <mark>教育長</mark> 名を記入して <mark>教育長</mark> 印を押さなければならない。
ければならない。	

第3条による小城市教育委員会会議規則(平成21年小城市教育委員会規則第10号)の一部改正

現行	改正後(案)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条の規定に基づき、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条の規定に基づき、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条による小城市教育委員会会議規則(平成21年小城市教育委員会規則第10号)の一部改正

現行	改正後(案)
(委員長の選挙)	(削除)
第2条 委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票	
の最多数を得た者(その者が2人以上あるときは、これらの者のうちから	
<u>くじで定める者)をもって当選人とする。</u>	
2 前項の規定にかかわらず、委員中に異議がないときは、指名推薦の方	
法を用いることができる。	
(委員長職務代理者の指定)	(削除)
第3条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を行	
<u>う者の指定については、前条の規定を準用する。</u>	
(定例会及び臨時会)	(定例会及び臨時会)
<u>第4条</u> 会議は、定例会及び臨時会とする。	<u>第2条</u> 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月第4木曜日に開催する。ただし、その日が国民の祝日 に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるとき、又 は特別の理由があるときは、委員長は、開催の日を変更することがで きる。
- 3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の2人以上の者から 書面で会議に付すべき事案を示して請求があったときに開催する。 (会議の招集)
- 第5条 会議の招集は、委員長が会議開催の日時、場所及び会議に付すべ | 第3条 会議の招集は、<mark>教育長</mark>が会議開催の日時、場所及び会議に付すべ き事案をあらかじめ委員に通知して行う。ただし、緊急を要する場合 は、この限りでない。

(委員の参集)

- ばならない。
- 2 委員は、指定の時刻までに参集できないとき、又は招集に応ずること 2 委員は、指定の時刻までに参集できないとき、又は招集に応ずること ができないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければなら ない。

(会議の順序)

第7条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 前回会議録の承認
- (3) 教育長報告
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会の宣告

- | 2 定例会は、毎月第4木曜日に開催する。ただし、その日が国民の祝日 に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるとき、又 は特別の理由があるときは、教育長は、開催の日を変更することがで きる。
- 3 臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は委員の2人以上の者から 書面で会議に付すべき事案を示して請求があったときに開催する。 (会議の招集)
- き事案をあらかじめ委員に通知して行う。ただし、緊急を要する場合 は、この限りでない。

(委員の参集)

- 第6条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなけれ | 第4条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなけれ ばならない。
 - ができないときは、あらかじめその旨を教育長に届け出なければなら ない。

(会議の順序)

第5条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 前回会議録の承認
- (3) 教育長報告
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会の宣告

(開会等の宣告)

第8条 会議の開会、休憩及び閉会は、委員長がこれを宣告する。 (議題の宣告)

- 第9条 委員長は、事案を議題とするときは、その旨を宣告しなければな<mark>|第7条 教育長</mark>は、事案を議題とするときは、その旨を宣告しなければな らない。
- 2 委員長は、必要と認めたときは、2件以上の事案を一括して議題とす | ることができる。

(動議の提出)

- 第10条 委員は、委員長に動議を提出することができる。
- ければならない。

(委員の発言)

- 第11条 会議において発言しようとする委員は、委員長の許可を受けな ければならない。
- 2 委員は、一の議題の審議中は、他の議題について発言をすることがで │2 委員は、一の議題の審議中は、他の議題について発言をすることがで きない。

(採決)

第12条 委員長は、議題について論旨が尽きたと認めたときは、会議に 諮って採決しなければならない。

(採決の方法)

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めたときは、委│2 前項の規定にかかわらず、<mark>教育長</mark>は、必要があると認めたときは、委 員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名の

(開会等の宣告)

第6条 会議の開会、休憩及び閉会は、教育長がこれを宣告する。 (議題の宣告)

- らない。
- 2 教育長は、必要と認めたときは、2件以上の事案を一括して議題とす ることができる。

(動議の提出)

第8条 委員は、教育長に動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、委員長は、会議に諮ってこれを議題としな│2 動議が提出されたときは、<mark>教育長</mark>は、会議に諮ってこれを議題としな ければならない。

(委員の発言)

- **第9条** 会議において発言しようとする委員は、<mark>教育長</mark>の許可を受けなけ ればならない。
- きない。

(採決)

第10条 教育長は、議題について論旨が尽きたと認めたときは、会議に 諮って採決しなければならない。

(採決の方法)

- 第13条 採決は、委員長が委員に対し異議の有無を諮る方法により行う。 | <mark>第11条</mark> 採決は、<mark>教育長</mark>が委員に対し異議の有無を諮る方法により行う。
 - 員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名の

投票により採決することができる。

3 委員長は、採決の結果を宣告しなければならない。 (職員の出席)

報告又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

- 第15条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事案その他の事案に ついて、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数 で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。 (会議録)
- 第16条 委員長は、教育長が指名する事務局職員に会議録を作成させな ければならない。
- 2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開会及び閉会に関する事項
 - (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
 - (3) 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
 - (4) 教育長報告の要旨
 - (5) 議題及び議事の大要
 - (6) 議題となった発議内容及び発議者の氏名
 - (7) 質問又は討論した者の氏名及びその要旨
 - (8) 議決事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、委員長又は会議において必要と認め た事項

投票により採決することができる。

3 教育長は、採決の結果を宣告しなければならない。 (職員の出席)

第14条 委員長は、必要があると認めたときは、事務局職員を出席させ、 | 第12条 教育長は、必要があると認めたときは、事務局職員を出席させ、 報告又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第13条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事案その他の事案に ついて、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数 で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。 (会議録)

- 第14条 教育長が指名する事務局職員に会議録を作成させなければなら ない。
- 2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開会及び閉会に関する事項
 - (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
 - (3) 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
 - (4) 教育長報告の要旨
 - (5) 議題及び議事の大要
 - (6) 議題となった発議内容及び発議者の氏名
 - (7) 質問又は討論した者の氏名及びその要旨
 - (8) 議決事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は会議において必要と認め た事項

- 3 会議録は、次の会議で承認を得なければならない。
- の申立てをしたときは、委員長は、会議に諮ってこれを採決しなけれ ばならない。

(協議会の開催)

第17条 教育委員会は、その所管事項について調査、研究その他の必要 があるときは、協議会を開催することができる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか会議に関し必要な事項は、委員長 が会議に諮って定める。

- 3 会議録は、次の会議で承認を得なければならない。
- 4 前項の場合において、会議録に記載された事項に関して、委員が異議 ┃ 4 前項の場合において、会議録に記載された事項に関して、委員が異議 の申立てをしたときは、教育長は、会議に諮ってこれを採決しなけれ ばならない。

(協議会の開催)

第15条 教育委員会は、その所管事項について調査、研究その他の必要 があるときは、協議会を開催することができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか会議に関し必要な事項は、教育長 が会議に諮って定める。

第5条による小城市教育委員会会議傍聴規則(平成17年小城市教育委員会規則第3号)の一部改正

NO NICO O I WINDOWN (TIME TO THE TO THE TO THE TO THE TO THE TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL	
現行	改正後(案)
(傍聴の制限)	(傍聴の制限)
第3条 <u>委員長</u> は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することがで	第3条 <u>教育長</u> は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することがで
きる。	きる。
(傍聴の禁止)	(傍聴の禁止)
第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。	第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
(1) 酒気を帯びていると認められる者	(1) 酒気を帯びていると認められる者
(2) 会議の妨害となり、又はそのおそれのある器物等を携帯している	(2) 会議の妨害となり、又はそのおそれのある器物等を携帯している
者	者
(3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>委員長</u> が傍聴を不適当と認める者	(3) 前2号に掲げるもののほか、 <mark>教育長</mark> が傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

- 第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 帽子をかぶらないこと。ただし、病気その他の理由により委員長 の許可を受けた場合は、この限りでない。
 - (6) 委員長の許可を受けた場合を除き、写真機、録音機等を使用しな いこと。
 - (7) 会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、委員長の指示に従うこと。
- 2 委員長は、前項各号の事項を守らない者がある場合は、これを制止し、 | 2 <mark>教育長</mark>は、前項各号の事項を守らない者がある場合は、これを制止し、 これに従わないときは、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

- 第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき は、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命 じることができる。
- **2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場し|2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場し** なければならない。
- 会議の議題となるときは、直ちに退場しなければならない。 (その他)

(傍聴人の遵守事項)

- 第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 帽子をかぶらないこと。ただし、病気その他の理由により教育長 の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (6) 教育長の許可を受けた場合を除き、写真機、録音機等を使用しな いこと。
- (7) 会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長の指示に従うこと。
- これに従わないときは、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

- 第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき は、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命 じることができる。
- なければならない。
- 3 傍聴人は、前項に定める場合のほか、傍聴することができない案件が|3 傍聴人は、前項に定める場合のほか、傍聴することができない案件が 会議の議題となるときは、直ちに退場しなければならない。 (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、 <u>委員長</u>が別に定める。 第7条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、 教育長が別に定める。

第6条による小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)の一部改正

現行	改正後(案)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31
年法律第162号) <u>第18条第2項</u> 及び地方教育行政の組織及び運営に関す	年法律第162号) <mark>第17条第2項</mark> 及び地方教育行政の組織及び運営に関す
る法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき、小城市教	る法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき、小城市教
育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務分掌を定める	育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務分掌を定める
ものとする。	ものとする。

第7条による小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)の一部改正

現行	改正後(案)
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 3 教育部長は、教育長が不在のときは、その職務を代行し、教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。	第3条 3 教育部長は、教育長が不在のときは、 <u>その職務を代行する。</u>

第8条による小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年小城市教育委員会規則第6号)の一部改正

現行	改正後(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させることに関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させることに関し必要な事項を定めるものとする。

第9条による小城市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成17年小城市教育委員会規則第7号)の一部改正

現行	改正後(案)
(委任事項)	(委任事項)
第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和3 1年法律第162号) <u>第23条</u> に規定する教育委員会の権限に属する事務の うち、次の表の左欄に掲げる事務を同表右欄に掲げる市長の補助機関 たる職員(以下「補助職員」という。)に委任する。	第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和3 1年法律第162号) <mark>第21条</mark> に規定する教育委員会の権限に属する事務の うち、次の表の左欄に掲げる事務を同表右欄に掲げる市長の補助機関 たる職員(以下「補助職員」という。)に委任する。

第10条による小城市教育行政相談事務を行う職員を指定する規則(平成26年小城市教育委員会規則第1号)の一部改正

現行	改正後(案)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) <u>第1</u>	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) <mark>第1</mark>
9条第8項の規定に基づき、小城市教育委員会事務局の課長の職にある者	8条第8項の規定に基づき、小城市教育委員会事務局の課長の職にある者
を、小城市教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する	を、小城市教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する
事務を行う職員に指定する。	事務を行う職員に指定する。